

平成20年(行コ)第159号 政務調査費返還請求行為請求控訴事件  
控訴人(原告) 呉羽 真弓  
被控訴人(被告) 木津川市長 河井 規子

## 送 付 書

平成20年12月3日

大阪高等裁判所第9民事部ハロA係 御中(06-6365-5962)  
被控訴人代理人 置田文夫 様(075-252-2256)

〒619-0224

京都府木津川市兜台2-2-1 F305

控訴人 呉羽 真弓

TEL/FAX 0774-72-9172

頭書の事件について、下記の文書を送付します。

お手数ですが、下記の受領書に記入押印の上、受領書をご送信ください。

記

- 1 控訴理由書
- 2 証拠書類

---

大阪高等裁判所第9民事部ハロA係 御中

控訴人 呉羽 真弓 宛

上記書類を受領しました。

平成20年 月 日

ご氏名

⑩

平成20年(行コ)第159号 政務調査費返還請求行為請求控訴事件  
控訴人(原告) 呉羽 真弓  
被控訴人(被告) 木津川市長 河井 規子

## 控 訴 理 由 書

平成20年12月3日

大阪高等裁判所第9民事部ハロA係 御中

控訴人(原告) 呉羽 真弓

### 第1 原判決の概要

裁判所の判断は、以下である。

「1 同項(法100条13項)は、地方議会における会派の重要性を認めているというべきであり、その結果、会派と無会派議員との間で政務調査費の交付額に合理的な範囲内において差異が出ることも容認しているものと解されること、

2 地方議会において、会派と無会派議員とではその果たす役割に自ら相違があるというべきであり、本件条例に基づく使途基準等についても、会派と無会派議員とでその内容に相違があり、その相違に応じて金額に差異が生じるのは当然であること

3 本件条例において、会派に対する政務調査費と無会派議員に対する政務調査費との差額は月額3000円に過ぎず、その差額は、同じく差異を設けている他の議会と比しても過大ではないこと、

4 審議過程において、原告の指摘するような問題のある点は特段見あたらないことが認められる。

以上の事実から、差額は不合理な差別と言えず、憲法 14 条及び同 93 条に違反しない。

5 原告は、本件条例において 1 人会派を認めていないことも不合理である旨批判するが、法 100 条第 13 項及び 14 項が政務調査費の交付について会派と議員とを区別していることからすれば、このような取り扱いが条例制定権の裁量の範囲を逸脱したものということもできず、憲法 92 条に違反するものでもない。」

である。

これらの判断理由について反論する。

## 第 2 理由の反論

### 1 基準としての本件条例・規則について

法において「会派」という文言が登場したのは平成 12 年の法改正においてであり、法 100 条 14 項(平成 20 年法律第 69 号。改正により条項に変更あり)の 1 箇所であり、その文言は、「その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」である。この文言から、法は会派の存在を認めているとは言えることは認めても、「会派の重要性を認めているというべき」とは、あまりにも強弁である。すなわち、政務調査費の交付対象として会派が認められたのであり、この条項一つでもって、会派の重要性を認めているとまで裁判所が判断されていることに納得できない。さらに、この判断を出発にして展開している、「会派と無会派議員とではその果たす役割に自ら相違があるというべき」との裁判所の判断は、大いに疑問である。本来会派に所属する、しないは議員の主義主張によって個々に判断するところである。にも関わらず、果たす役割に自ずから相違があるゆえ、「その相違に応じて金額に差異が生じるのは当然であること」と続く判断は、会派に対して無会派議員に比して優位性を主張しているものであり、到底納得できるものではない。(甲第 26 号証)

次に、「本件条例に基づく使途基準等についても、会派と無会派議員とでそ

の内容に相違があり」とする内容に関わる場所である。本件規則（乙第9号証）第5条使途基準にかかる説明は、

被告準備書面第1（P7）にあるように、

「会派と無会派議員とでは、以下のとおりなし得る調査研究費等の活動内容、活動規模等に差があると考えられ、～中略～金額を上乗せした。」とあり、その上で以下の3点を挙げているが、実質的な説明は、このようなものでしかない。

① 規則で会派のみ支出を認めるもの

研修費 会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費  
（会場費、機材借上費、講師謝金）

② 申し合わせで会派のみ支出を認めるもの

議員個人名による会報は、支出の対象としない。

③ 無会派議員より規模・頻度が多いことが想定されるもの

例、会派の勉強会にかかる経費（会議費、資料作成費、事務費）である。

すなわち、政務調査費の交付対象として会派の重要性を認めているから、合理的範囲において差異が出ることも容認すると解されることの説明が、上記のものでしかない。

会派と無会派議員とで月額約1、5倍の差を設けた理由について、その金額差の根拠が示されたものが、上記のものでしかない。つまり、差額の合理性について被告が主張していないことについて、同じく差異を設けている他の議会と比しても過大ではないから「差額は不合理な差別と言えず」との裁判所の判断は、被告主張をそのままなぞったものであり、到底納得できるものではない。

## 2 実態はどうかについて

本件条例・規則に基づき支出された政務調査費の実態を、原告準備書面（3）「第3差額交付の合理性の考えを実態に照らして言えること」及び総括（P5～9）で述べている。支出の実態より、広報費に占める割合が3会派は大きい

こと、その会報を甲第12-1～6及び甲第25号証として提出しているとお  
り、会派に所属する議員の個人広報費として費消している実態である。そのこ  
とについて裁判所がなんら言及されていないことは、納得できるものではない。

支出実態については、平成20年7月14日付けで、支出の違法・不当性を  
訴える住民監査請求（甲第27号証）し、同年9月8日付けで監査結果（甲第  
28号証）が通知され、「本件措置請求事項について、理由がないものと認め  
これを棄却する。」とあるが、「今後の課題としては、条例及び規則に則した  
運用基準を検討協議され、具体的で明確な使途基準や運用マニュアル等を整備  
されるべきである」との監査意見が付されている。

### 第3 まとめ

そもそも、今回の裁判の論点は、差額交付の条例自体、憲法・議員平等の原  
則に照らして違法かどうかにある。そして、被告が合理的区別としてあげた理  
由を検証してきたのである。つまり、合理的理由がそもそも存在するのか、存  
在するとして金額は妥当か、金額の妥当性を検証するという意味での実態に基  
づいてどうかと展開してきたものである。

「合理的な取り扱い上の違い」に当たるか否かを判定する際には、法上取り  
扱いに差異が設けられる事項と事實的・実質的な差異との関係が合理的である  
のかどうか、つまり、立法目的と立法目的を達成する手段の2つの側面から合  
理性の有無を判断するのが妥当と考える。今回については、条例制定に至った  
目的を裏付けるような社会的事実があるのかないか、あるとしたら、その目  
的が達成されるために当該条例の定めるような措置をすることが合理的な手  
段と言えるかどうかを実態と照らして判断すべきところ、それをしていない本  
裁判結果は認められない。

平成20年（行コ）第159号 政務調査費返還請求行為請求控訴事件  
控訴人（原告） 呉羽 真弓  
被控訴人（被告） 木津川市長 河井 規子

## 控訴人証拠書類

平成20年12月3日

大阪高等裁判所第9民事部ハコA係 御中

控訴人（原告） 呉羽 真弓

甲第26号証 原判決の新聞記事

甲第27号証 住民監査請求書（2008年7月14日付原告作成。）

甲第28号証 監査結果

（平成20年9月8日付木津川市代表監査委員作成。）